

流通魚中のPCB検査

平成18年度に中央卸売市場で収去した流通魚14種19検体について、PCBの検査を行いました。その結果を表に示しましたが、PCBの暫定的規制値(0.5ppm)を超えたものはありませんでした。

PCBの検査結果			単位: ppm
	検体数	検出件数	PCB
アカガレイ	1	0	不検出
イサキ	1	0	不検出
イナダ	1	0	不検出
ウルメイワシ	1	0	不検出
ゴマサバ	1	0	不検出
サバ	1	1	0.01
サンマ	1	0	不検出
シマアジ	1	1	0.02
ヒラメ	2	0	不検出
マアジ	4	0	不検出
マイワシ	1	0	不検出
マガレイ	1	0	不検出
マダイ	2	1	0.01
メヒカリ	1	0	不検出
計	19	3	-

(検出限界 : 0.01ppm)

(PCBについて*) PCB廃棄物の処理の現状とそこに至るまでの経緯について

昭和43年、カネミ油症事件の発生によりPCBの毒性が社会問題化し、昭和47年に通産省の行政指導に基づきPCBの製造中止、回収が指示されました。それ以来、通産省の指導の下、処理施設を建設するための努力が重ねられてきました。しかしながら、鐘淵化学工業の高砂工場を除き施設建設の実現に至りませんでした。その結果、廃棄物となったPCB製品が、事業者により長期にわたって保管され、この長期の保管は、PCB廃棄物の不明・紛失をもたらし、環境汚染が懸念されるようになりました。さらに、2001年に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs)が採択され、2006年3月現在、日本を含む118カ国及びECが締結しています。この条約締結によりPCBの環境汚染は、国際的問題にもなり、PCB廃棄物の処理体制を早期に確立することが、政府の課題となりました。

そこで、日本では2001年の通常国会でPCB特別措置法が制定されました。その主な内容は (1)保管事業者はPCB廃棄物の処理を2016年7月までに行うこと。(2)国の補助金による環境事業団を活用した地域ごとの施設整備、処理事業を実施すること。(3)国の補助により中小企業のPCB使用高圧トランス・コンデンサの処理費用の負担を軽減することの3点です。

以上の処理体制により、我が国のPCB廃棄物の処理を完了するため、全国に5箇所の環境事業団が設置され、現在、PCB廃棄物は環境事業団(現日本環境安全事業株式会社)が運営する処理施設で廃棄物処理法に基づく処理方法により安全に分解処理されています。なお、日本では処理後のPCB残留濃度基準が、0.5ppm以下となっており、イギリス及びドイツの10ppmや米国及びカナダの2ppmに比較すると、より厳しい基準になっています。

*)2006年1月号、2005年7月号にもPCBについての解説が掲載されています。

[微量汚染物検査担当]